

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

「埼玉県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画」における取組の実施状況について、計画における数値目標の実績を以下のとおり公表します。

1 定時退庁日の導入

【目標】 令和7年度までに、週に1回以上定時退庁する職員の割合を100%にする。

【実績】 令和4年度 79.4%

※毎週1回以上定時退庁した職員の割合

(時間外勤務手当が支給されない職員は対象外)

平成28年度より、毎週水曜日を定時退庁日として導入

2 特定の超過勤務時間数該当者の削減

【目標】 令和7年度までに、月に45時間以上超過勤務を行う職員を無くす。

【実績】 令和4年度 17.6%

※月に45時間以上超過勤務を行ったことがある職員の割合

(時間外勤務手当が支給されない職員は対象外)

3 男性職員の育児参加の推進

【目標】 令和7年度までに、男性職員の配偶者出産休暇（3日間）及び育児参加のための休暇（5日間）の取得割合を100%にする。

【実績】 令和4年度 62.5%

※配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得率